

江津市社会福祉法人定款変更認可申請等審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の36第2項及び第4項の規定に基づく定款変更認可申請及び定款変更届並びに社会福祉法人定款例（平成12年12月1日障第890号等厚生省大臣官房障害保健福祉部長等連名通知「社会福祉法人の認可について」別紙2）第29条に規定する基本財産処分承認申請及び基本財産担保提供承認申請、並びにその審査等の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(認可申請等の提出)

第2条 法第45条の36第2項の規定に基づく定款変更認可、定款に記載している基本財産処分承認及び基本財産担保提供承認の申請、並びに法第45条の36第4項の規定に基づく定款変更届を行おうとする者（以下「申請者等」という。）は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を江津市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

- (1) 定款変更認可申請書（別記様式第1号）
- (2) 基本財産処分承認申請書（別記様式第2号）
- (3) 基本財産担保提供承認申請書（別記様式第3号）
- (4) 定款変更届（別記様式第4号）

2 申請者等は、前項の申請書等を次の期限までに市長に提出するものとする。

(1) 定款変更認可申請書

ア 事業を追加する場合にあっては、事業を開始しようとする日の2月前

イ 役員定数を変更する場合にあっては、変更しようとする日の2月前

ウ 基本財産の削除の場合にあっては、基本財産処分承認に基づく処分後2月以内

エ 定款例に合わせた条文整理の場合にあっては、定款変更の準備が整い次第

(2) 基本財産処分承認申請書

基本財産を処分しようとする日の1月前まで

(3) 基本財産担保提供承認申請

基本財産を担保に提供しようとする日の1月前まで

(4) 定款変更届

ア 事務所の所在地を変更する場合にあっては、変更後1月以内

イ 基本財産の増加の場合にあっては、基本財産取得後1月以内

ウ 公告の方法を変更する場合にあっては、変更後1月以内

(審査及び認可等)

第3条 市長は、申請書等を受理したときは、法令及び社会福祉法人関係通知に基づきこれを審査し、必要に応じ事情を聴取し、資料の提出を求め、又は指導を行うものとする。

2 市長は、第1項による審査の結果、定款の変更、基本財産の処分及び基本財産の担保提供を適当と認めたときは、当該申請を認可又は承認し、審査結果を申請者等に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月26日から施行する。